

【ホームページ掲載文】

電気事業法の規定に基づく登録安全管理審査機関における安全管理審査業務の一部休止について

2017年3月28日

経済産業省

一般社団法人日本ボイラ協会 会長 刑部 真弘から、電気事業法（昭和39年法律第170号）第74条の規定に基づき安全管理審査業務の一部を休止する届出があったので、同法第112条の2第3号の規定に基づき、平成29年3月28日付けで公示を行いました。

名称	主たる事業所の所在地	休止日及びその期間	休止する審査業務の内容
一般社団法人日本ボイラ協会	東京都港区新橋五丁目3番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	風力発電所に係る定期安全管理審査

[問い合わせ先]

商務流通保安グループ

電力安全課 電話 (03) 3501-1742 (直通)